

△招 集

川越地区消防組合告示第七号

令和四年川越地区消防組合議会第三回定例会を次のとおり招集する。

令和四年九月二十六日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和四年十月三日 午後一時
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

令和四年十月三日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

小林 薫 議員

片野 広隆 議員 を指名する。

三、日程第五については、令和四年三月二十六日以降受理した監査結果を報告する。

四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。
以上をもって第三回定例会を閉会する。

△議事日程

令和四年十月三日 午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

令和四年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

日程第七 議案第九号 令和三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第八 議案第一〇号 川越地区消防組合消防職員の定年等に関する条例を定めることについて

日程第九 議案第二一号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第一〇 議案第二二号 令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

△議場に出席した議員（二二人）

第一番 道祖土 証 議員 第二番 森田 敏男 議員

第三番 加藤 進 議員 第四番 中原 秀文 議員

第五番 樋口 直喜 議員 第六番 吉敷賢一郎 議員

第七番 柿田 有一 議員 第九番 吉野 郁恵 議員

第一〇番 小林 薫 議員 第二一番 片野 広隆 議員

第二二番 大泉 一夫 議員 第三三番 小ノ澤哲也 議員

△欠席議員（一人）

第八番 川口 啓介 議員

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 佐藤 喜幸

| | |
|-------------|--------|
| 消防局長 | 齋藤 匡央 |
| 次 長 | 西村 政徳 |
| 〃 | 沼田 健 |
| 川越北消防署長 | 藤崎 進 |
| 川越中央消防署長 | 竹内 太 |
| 川越西消防署長 | 三吉 美弘 |
| 川島消防署長 | 浅見 篤 |
| 総務課長 | 大谷 清秋 |
| 予防課長 | 小久保 和徳 |
| 警防課長 | 木村 寛 |
| 救急課長 | 本澤 哲 |
| 指揮統制課長 | 長澤 俊幸 |
| 新消防庁舎建設準備室長 | 武笠 浩 |
| 監査委員 | 佐藤 明 |
| 〃 | 小ノ澤 哲也 |

△議場に出席した職員

| | |
|-----|--------|
| 書記長 | 松本 清一 |
| 書 記 | 黒澤 博行 |
| 〃 | 落合 昭仁 |
| 〃 | 志村 久美子 |

△開 会（午後一時四十三分）

○中原秀文議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和四年川越地区消防組合議会第三回定例会の議会は成立しております。
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○中原秀文議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とするに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○中原秀文議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。
管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

（落合昭仁書記 朗読）

川消総発第五四九号

令和四年十月三日

川越地区消防組合議会議長 中原 秀文様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

議案の提出について（通知）

令和四年本組合議会第三回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 令和三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

二 川越地区消防組合消防職員の定年等に関する条例を定めることについて

三 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

て

四 令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

○中原秀文議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

○中原秀文議長 日程第三、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者、監査委員より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第三〇号

令和四年九月二十六日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文

出席要求書

地方自治法第百二十一条第一項の規定により、十月三日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消議会発第三〇号

令和四年九月二十六日

川越地区消防組合 監査委員様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文

出席要求書

地方自治法第百二十一条第一項の規定により、十月三日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

川消総収第五一九号

令和四年十月三日

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、令和四年本組合議会第三回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明

副管理者 飯島和夫

〃 栗原薫

会計管理者 佐藤喜幸

消防局長 齋藤匡央

次長 西村政徳

〃 沼田健

川越北消防署長 藤崎進

川越中央消防署長 竹内太

川越西消防署長 三吉美弘

川島消防署長 浅見篤

総務課長 大谷清秋

予防課長 小久保和徳

警防課長 木村寛

救急課長 本澤哲

指揮統制課長 長澤俊幸

新消防庁舎建設準備室長 武笠浩

川消監収第二〇号

令和四年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

令和四年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

令和四年十月三日

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合 監査委員

出席通知書

要求により、令和四年川越地区消防組合議会第三回定例会に、説明のため下記の者が出席します。

記

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

小ノ澤 哲也

△日程第 四 会議録署名議員指名について

○中原秀文議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ

た川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

小林 薫 議員

片野 広隆 議員

を指名いたします。

△日程第 五 監査結果の報告について

○中原秀文議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、令和四年三月二十六日以降本日まで八件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第四五号

令和四年三月二十八日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小ノ澤 哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第四号

令和四年四月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小ノ澤 哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度三月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第六号

令和四年五月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小ノ澤 哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度出納整理期間（四月）分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する

る報告を提出する。

川消監発第七号

令和四年五月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度四月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第九号

令和四年六月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度出納整理期間（五月）分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一〇号

令和四年六月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

令和四年川越地区消防組合議会議事第三回定例会会議録

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度五月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一二号

令和四年七月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度六月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一八号

令和四年八月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度七月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

○中原秀文議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関するについてを議題といたします。

本件は、令和四年三月二十五日開会の第一回定例会において、地方自治法第百九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長、柿田有一議員。

(柿田有一 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇)

○柿田有一 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和四年四月二十一日に消防局三階講堂において、令和四年三月二十五日開会の第一回定例会で地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました消防庁舎及び訓練施設等に関するについて審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

初めに、消防庁舎及び訓練施設等に関するについて、当初計画から一部の土地の取得を見送ることとなり不整形地となった土地で建設を進めることについて、管理者、副管理者の考え方を確認しました。

その後、造成工事について、資料を基に理事者より説明を受け、種々質疑が行われ、次に、新消防指令センターの整備については、前回の会議で答弁の不足していたことについて理事者より説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は本組合における重要な課題であり、今後、庁舎棟工事や雨水貯留槽工事が予定されていますので、これらの工事手法等について引き続き調査する必要があるため、本日中に調査を終了することは困難であります。よって、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続

審査とし、定例会終了後審査したい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。

令和四年十月三日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

○中原秀文議長 以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第百九条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△日程第七 議案第九号 令和三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定

定について

○中原秀文議長 日程第七、議案第九号、令和三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第九号

令和三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和四年十月三日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表

○中原秀文議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表を願います。

（佐藤喜幸会計管理者登壇）

○佐藤喜幸会計管理者 ただいま上程になりました議案第九号、令和三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、令和三年度川越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類により決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、二ページをお開きいただきたいと存じます。

決算額総括表により御説明申し上げます。

予算現額は、五十四億三十三万円でございます。

歳入につきましては、調定額五十三億五千六百四十四万八千九百三十四円、収入済額五十三億五千五百八十三万九百三十四円、収入未済額六十一万八千円で、予算現額に対する決算額の割合は九九・一八%でございます。

歳出につきましては、支出済額五十一億二千七百十万三千三百十九円、翌年度繰越額六十六万円、不用額二億七千二百五十六万六千六百八十一円で、予算現額に対する決算額の割合は九四・九四%となっております。

歳入歳出差引残額、二億二千八百七十二万七千六百十五円でございます。続きまして、決算の主な内容を御説明申し上げます。

十ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出決算事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

一款、分担金及び負担金、一項一目、負担金につきましては、収入済額四十六億九千六百四十七万三千七百五十八円で、消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費と非常備消防費、水利施設費、公債費及び川越市の消防用地に支払われる個々経費でございます。

次に、二款、使用料及び手数料、一項、使用料、一目、消防使用料につきましては、収入済額五十五万八千八百八十九円で、行政財産使用料でございます。

二項、手数料、一目、消防手数料につきましては、収入済額四百八十八万二千七百五十円で、危険物製造所等設置許可申請等手数料などでございます。

次に、三款、県支出金、一項、県補助金、一目、消防費県補助金につきましては、収入済額五百六十九万五千二百三十三円で、消防救急体制整備費補助金でございます。

次に、四款、財産収入、一項、財産運用収入、一目、利子及び配当金につきましては、収入済額はございません。

二目、財産貸付収入につきましては、収入済額百二十五万三千三百五十円で、財産貸付収入でございます。

次のページに移らせていただきます。二項、財産売却収入、一目、物品売却収入につきましては、収入済額百七十八万二千円で、不用品売却収入でございます。

次に、五款一項一目、繰越金につきましては、収入済額三億五百四十五万二千二百八十四円で、前年度剰余金でございます。

次に、六款、諸収入、一項一目、預金利子につきましては、収入済額はございません。

二項一目、受託収入につきましては、収入済額六百六十七万一千八百二十六円で、川越自警消防費、川越水防費に係る受託収入でございます。

三項一目、雑入につきましては、収入済額一千三百五十六万一千六百四十四円、収入未済額六十一万八千円で、関越自動車道救急業務支弁金、消防基金支払収入な

どでございます。収入未済額につきましては、源泉所得税の立替えに係る受託業者からの返還金の滞納によるものでございます。

次に、七款一項、組合債、一目、消防債につきましては、収入済額三億一千九百五十万円で、消防施設整備事業債でございます。

以上が歳入決算の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてでございます。十四ページをお開きください。

一款一項一目、議会費につきましては、支出済額三百八十一万九千七百四十九円で、報酬及び旅費等で、議会事務に係る経費でございます。

次に、二款、総務費、一項、総務管理費、一目、一般管理費につきましては、支出済額二百六十六万七千二百三十三円で、報酬及び報償費等で、一般管理事務に係る経費でございます。

二目、公平委員会費につきましては、支出済額六万二千六十円で、報酬及び旅費で、公平委員会事務に係る経費でございます。

二項一目、監査委員費につきましては、支出済額三十五万六千四百三十三円で、報酬及び旅費等で、監査事務に係る経費でございます。

次に、三款、消防費、一項一目、常備消防費につきましては、支出済額四十二億四千九百五十七万七千四百三十五円、翌年度繰越額六十六万円で、給料、職員手当等、共済費等で、常備消防の事務全般に係る経費でございます。

二十二ページをお開きください。

二目、常備施設費につきましては、支出済額四億三千二百二十三万五千六百五十七円で、委託料、工事請負費、公有財産購入費等で、常備消防の施設管理及び消防局庁舎建設等に係る経費でございます。

二項、非常備消防費、一目、川越非常備消防費につきましては、支出済額六千五百三十二万一千七百四十四円で、報酬、共済費、旅費等で、川越市消防団に係る経費でございます。

次のページに移らせていただきますして、二目、川島非常備消防費につきましては、

は、支出済額二千六百八十四万九千八百八十八円で、報酬、共済費、負担金補助及び交付金等で、川島町消防団に係る経費でございます。

次のページに移らせていただきますして、三項、水利施設費、一目、川越水利施設費につきましては、支出済額九百三十万三千二百五十五円で、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金補助及び交付金等で、川越市水利施設の管理及び水利の増設に係る経費でございます。

二目、川島水利施設費につきましては、支出済額七百七十八万六千八百八十二円で、工事請負費、負担金補助及び交付金等で、川島町水利施設の管理及び水利の増設に係る経費でございます。

次のページに移らせていただきますして、四項、自警消防費、一目、川越自警消防費につきましては、支出済額四百六十二万二千八百三十三円で、工事請負費、負担金補助及び交付金等で、川越市自警消防隊に係る経費でございます。

五項、水防費、一目、川越水防費につきましては、支出済額二百六万四千二百三十三円で、共済費等で、川越市水防団に係る経費でございます。

次に、四款一項、公債費、一目、元金につきましては、支出済額二億三千六百六十六万七千三百八十三円で、組合分等の元金償還金でございます。

二目、利子につきましては、支出済額四百七十七万七千五百八十四円で、組合分等の利子償還金でございます。

次のページに移らせていただきますして、五款一項一目、予備費につきましては、支出済額はございません。

以上が歳出決算の主な内容でございます。

なお、三十二ページ以降にお示しをさせていただきます実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、別冊で配布させていただきました決算資料等を御高覧の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定に係る提案理由の説明とさせていただきます。

(佐藤 明監査委員登壇)

○佐藤 明監査委員 令和三年度川越地区消防組合一般会計決算について、監査委員を代表して審査結果の概要を御説明申し上げます。

内容につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと存じます。本決算について決算書、決算附属書類等を審査いたしましたところ、いずれも法令に基づき適正に作成されておりました。また、その内容についても計数に誤りは認められず、予算の執行も議決予算の目的に沿い、おおむね適正に行われており、会計事務もおおむね適正に処理されておりました。

それでは、一般会計の決算収支の状況について申し上げます。なお、金額については千円未満を切り捨てた数値で申し上げますので、御了承を願います。

当年度の決算額は、歳入が五十三億五千五百八十三万円で、前年度に比べて九・七%減少しております。また、歳出は五十一億二千七百七十三万円で、前年度に比べて八・九%減少しております。

次に、歳入決算額を款別について見ますと、前年度より増加した主なものは繰越金で三億五百四十五万二千円、前年度に比べて三三・九・四%増加しております。また、決算額が前年度より減少した主なものは分担金及び負担金で四十六億九千六百四十七万三千円、前年度に比べて一〇・一%減少しております。

続いて、歳出決算額を款別について見ますと、前年度より増加した主なものは公債費で二億四千四百四十四万四千円、前年度に比べて一五・八%増加しております。

また、決算額が前年度より減少したものは消防費で四十八億七千八百七十六万一千円、前年度に比べて九・九%減少しております。

予算流用については、前年度に比べて三件、一千六十六万一千円減少しております。流用は真にやむを得ない場合に認められる予算執行措置であることや、予算が議決を経て成立したという経緯を十分に踏まえつつ、財務に関する規則等にのっとり適切な運用に努められるよう要望いたしました。

近年、各地で地震や台風、豪雨などの大規模な自然災害が頻発し、多くの尊い人

命と貴重な財産が失われるなど、甚大な被害が後を絶たない状況となっております。また、新型コロナウイルス感染症については、依然として人々の生活や経済活動に大きな影響をもたらしています。

管内においては令和四年刊行の消防年報によると、令和三年中の火災件数は八十四件、救急出場件数は一万七千四十三件、救助出場件数は二百一件となっております。いずれも前年より増加しております。

本組合は、火災の予防・消火活動はもとより、救急・救助活動から地震、風水害等への対応など、求められる役割は多岐にわたたり、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら広範囲な消防活動に的確に対応されていることに対しまして敬意を表しました。

このような状況の中、平成二十八年度に策定された川越地区消防組合消防基本計画について、PDCAサイクルによる見直しが行われ、令和四年三月に川越地区消防組合基本計画後期基本計画が策定されたところです。今後あらゆる災害や多様な住民ニーズ等に迅速かつ的確に対応するため、当該計画に基づき消防力の整備、地域における消防防災力の向上及び組織体制の強化を推進するよう要望いたしました。

本組合は令和五年四月一日に、組合設立五十周年という大きな節目を迎えますが、これまで先人たちが築き上げてきた本組合の歴史を将来へと大切に受け継ぎ、厳しい財政状況の中、今後も業務の効率化や経費削減に努めるとともに、構成市町及び関係機関と綿密に連携、協力を図りながら、川越地区消防組合消防基本計画後期基本計画に掲げた基本理念「住民が安全・安心を実感できるまち」の実現に向けて、より一層の努力を期待しております。

以上をもちまして令和三年度川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○中原秀文議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第九号、令和三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について何点か御質疑を申し上げます。

当該年度は、全国的には大規模な災害が多数報告をされる中、当組合管内では、比較的大規模な災害の報告はせずに済んだ年でありました。一方で新型コロナウイルスへの対応は、その感染が、波が来るたびに規模を拡大し、これが救急の現場などにも大きな影響を及ぼすというような状況の下で推移しております。

そこで、まず一点ですが、救急活動について、この決算の令和三年の夏場のピーク、七月、八月の救急活動について、どのような状況であったのか、また、関連して本年度、令和四年度、第七波がとも大きな規模で感染が広がった状況も受けて、実際の救急隊の現場の活動がどのように行われているのかお伺いをしたいと思います。

特に、不搬送の事例等は市町村の様子なども新聞報道等で市町村別に比べられているなどをして公表されたり、また様々な機関が調査するなどして、市民の関心も高い部分でありますので、この点を踏まえて少し救急活動について、新型コロナウイルス七波に関連してお伺いをしておきたいと思えます。

二点目ですが、職員の働き方の問題であります。過去の議会でも何度か指摘をされている状況ですが、特に、残業が多い部署が比較的偏っている状況なども過去に明らかにされました。当該年度では計画策定や、それから様々な新しい働き方に関わる事例、それから、昨今、急速に進められるデジタル化への対応などということ

で総務関連部署などは、比較的たくさんの仕事になられていると思えます。そこで、令和三年度及び今年度の時間外勤務が多かった職員の所属と主な業務内

容並びにそうした方々のストレスチェックの結果に基づくメンタルケアの状況がどのようになっているかお伺いしておきたいと思えます。

三点目、最後ですが、過去の一般質問等でドローンの運用について御議論がありました。ドローンは消防の現場、火災などの現場や、また災害の現場などでも昨今は幅広く活用されております。一方で機体の更新頻度とか技術の発展の進歩は目覚ましいものがありまして、併せて、それを運用する人といった課題等もあると言われています。

そこで、このドローンの運用について当組合がどういうふうになっているのか確認のためお伺いしておきたいと思えます。

一回目は以上といたします。

(本澤 哲救急課長登壇)

○本澤 哲救急課長 令和三年及び令和四年の七月、八月における救急活動につきまして御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症陽性者の搬送につきましては、第五波である令和三年七月が二十八件、八月が百八件の合計で百三十六件、第七波である令和四年は、速報値ではございますが、七月が百三十八件、八月が百四十件の合計で二百七十八件でございました。なお、感染症が疑われる通報につきましては、指令担当と救急隊で情報を共有し、さらなる感染防止対策の徹底を図っております。

次に、新型コロナウイルス感染症自宅療養者からの救急要請のうち不搬送があった事案についてでございます。

令和三年七月が二件、八月が十九件の合計で二十一件、令和四年は七月が十二件八月が十五件の合計で二十七件でございました。不搬送となった主な理由につきましては、救急隊から自宅療養者の状態を保健所へ連絡し、保健所の判断により不搬送となったもの、容体が回復したため自宅療養者から搬送辞退の申出があったものなどがございます。

次に、搬送困難事案についてでございます。

令和三年七月は六十八件、八月が九十一件の合計で百五十九件、令和四年七月は二百三件、八月が百六十三件の合計で三百六十六件でございました。令和四年七月には現場滞在時間二時間二十四分、医療機関への収容依頼の電話問合せ回数七回の事案が、また、八月には現場滞在時間二時間四十七分、医療機関への収容依頼の電話問合せ回数十五回の事案が発生しております。いずれも新型コロナウイルス感染症陽性者の搬送事案でございます。

次に、救急隊が全隊出動し、消防隊が先行し出場した救急事案についてでございます。

令和三年七月、八月はございませんでしたが、令和四年七月が二十二件、八月が二件の合計二十四件でございました。なお、一一九番通報時に消防隊が先行する旨を丁寧の説明することにより、通報者、傷病者への理解を得ることができたものでございます。

次に、職員の感染者数が最大であった八月の勤務体制において、業務継続計画の最優先である指令業務と救急業務の維持についてでございます。

指令業務につきましては指揮統制課内での勤務調整で充足し、各署におきましては常時二隊運用の消防隊を一隊にするなど、救急業務の体制を維持し、災害対応をしたものでございます。

以上でございます。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

初めに、令和三年度及び令和四年八月までの間において時間外勤務が多かった職員の所属と主な業務内容でございますが、令和三年度において時間外勤務が多かった順に申し上げますと、五百五十七時間、五百十三時間、四百五十六時間の順となっております。全て総務課の職員で、総合計画や行政組織に関すること及び予算、決算、統計等に関する事務を担当している職員でございます。時間外勤務が多かった主な要因としては、これらの業務に消防組合設立五十周年事業に関する事務が加わった

ことによるものでございます。

令和四年度におきましては、八月までの実績で申し上げますと、三百十九時間、三百一時間、二百八十四時間の順となっております。全て総務課の職員で、人事や給与等を担当している職員と総合計画や行政組織に関すること及び予算、決算、統計等に関する事務を担当する職員となっております。時間外勤務が多かった主な要因としては、これらの業務に定年引上げ等の制度改正への対応に関する事務、消防組合設立五十周年事業に関する事務が加わったことによるものでございます。

時間外勤務が多い職員に対するケアは重要と考えておりますことから、一定の時間数以上時間外勤務を行った職員に対しては、産業医による面談等を行うこととしておりますが、令和三年度につきましては、面談の対象となる職員はおりませんでした。引き続き、時間外勤務を縮減するため、時間外勤務の管理の徹底、各課の業務内容に応じた人員配置に取り組んでまいります。

次に、令和三年度のストレスチェック結果とケアの状況についてでございますが、令和三年度につきましては、職員四百三十七名を対象に実施し、受検者四百六名、有効回答者は三百八十八名で、回答率九二・九%となっております。高ストレス者数は三十七名で、高ストレス者が多い業務内容は、指令業務、救急業務、警防業務の順となっております。要因につきましては、業務の裁量の度合いが低いこと、業務の量的負担が多いことなどが挙げられます。

高ストレス者への対応についてでございますが、高ストレスはメンタル不調につながりやすいことから、ストレスチェック制度に基づく医師の面談に加え、今年度より全ての職員が随時、心身の不調等について申告し、人事異動等に反映される仕組みを取り入れたところでございます。

以上でございます。

(木村 寛警防課長登壇)

○木村 寛警防課長 所管事務について御答弁申し上げます。

ドローンの運用についてでございますが、当消防組合では令和二年十一月一日、

川越市豊田町三丁目地内にございます株式会社ジュンテクノサービスと災害時における無人航空機による情報収集活動の協力に関する協定を締結しております。災害時に必要な場合は、当消防組合から株式会社ジュンテクノサービスへ要請し、当消防組合職員と災害現場においてドローンを活用し、速やかに被害状況の確認、要救助者を早期に見出し、救助活動を行うものでございます。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただき、現場の状況が大分見えてまいりました。まず、救急の状況ですけれども、令和三年度、これ自体もかなり数は多いものでしたけれども、今年度、令和四年度はその倍増しているという状況ですね。ほぼどの数字を見ても倍ぐらいになっているということです。対応している隊員の皆さん方は大変苦労しているという状況が浮き彫りになるだろうというふうに思います。

また、不搬送の事例も答弁のとおり報告がありました。特に、これは市民がSOSを上げて救急を要請し、その中で起こったことということで、これはニュースなどでもたくさん取り上げられて、どういうふうにも実際に救急要請をしたときに対応されるのかということに不安に思える方々もいらっしやいます。困難事例も御答弁の中であったところで、こうしたところはなるべく対応を適切にされることを望むところですが、幸いなことに医療機関が大分対応できるようになってきたので、まだこれぐらいの数字で済んでいるのかというふうにも理解をいたしました。また、救急隊だけでは不足する事例が今年度は発生しているという状況も報告を受けていますが、改めて理解をしたところで。

実際にこうした方々への状況があるので、別に聞いた職員のストレスチェックでも、その現場に携わる方のストレスの状況が分かってくるというふうに思います。特に指令業務や救急業務などで高ストレス者が多い状況というのは、やはりこういった業務に当たっている方が心を痛めながら仕事をしている状況などもあるだろうというふうに思います。こうした方々へのケアは、まず丁寧に行っていたかどうか必要

があるというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

さて、こうした救急活動について、かなり困難な状況で夏場を何とか、それでも破綻をせずに乗り切ったという状況にあると理解をいたしました。これは現在の対応がこれ以上困難になった場合に別な手だてが考え得るのか、新型コロナウイルスの感染症がまだ収束を見せていません。波が来ることに感染の波が拡大をする状況にまだ国内はありますので、こういったことが広がれば、現在の体制では賄い切れない可能性もあります。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響によって災害対応人員の確保が困難となった場合にはどのような形で次の手が準備をされているのか、この点について確認のため伺いをしておきたいというふうに思います。

もう一点お聞きをしましたが、時間外勤務ですが、高ストレス者の問題とは別に総務関係の職員の残業時間の多い状況が分かりました。五百五十七時間がマックスということ、三人合わせると職員一人別に必要なぐらいの時間になるんじゃないだろうかというふうに見受けられます。この業務、特に総務関係の職員が多いということ、御答弁のあったとおりの仕事が増えているということですね。これに加えて、報告のありましたデジタル化への対応、人員の育成など、課題となっていて、より一層この分野にまた業務が集中する可能性も危惧をされます。

この点については、どういうふうな業務がどういう形で時間が増えていくのか、ストレスとは別に原因をある程度解析をして、時間外をせざるを得ない業務がどんな業務なのか細かく分けて、人を増やして対応をして、これが解消できるのかどうか、そういった要因分析をする必要などもあるんじゃないかというふうに思います。この点については、さらに時間外を減らすために、これは単純に管理型で勤務時間を厳しく管理すればいいというわけではなくて、業務の中身を分析しないと、なかなか残業時間というのは減っていかないと思いますので、この点についてはさらなる分析を求めたいと思います。

最後に、ドローンの運用について御答弁いただきました。川越地区管内では業務

委託で対応しているということでもございました。この点については、現状ではやむを得ないかなと思います。人員も総務系の職員やらをこれ以上、先ほどのお話のとおりになかなか拡大も現状では難しい、ほかの仕事が増えることもある中、ドローンは非常に技術進歩の目覚ましい分野であります。

一方で、協定に基づいてこの対応が行われているということは把握しましたので、実際に活用が広がった場合にこれをどういうふうにするのか、こういうことを記録して、実際に川越が業務委託でなく自分たちで仕事ができるのか、どういった人がそのドローンを運用する人たちと協力をしながら業務をやるのか、こういった分析をしながら次の発展に向けて対応していただきたいと思います。この点についても、今後の研究課題と思いますので、引き続き注視をしておきたいと思っております。以上、私の質疑といたします。

(本澤 哲救急課長登壇)

○本澤 哲救急課長 新型コロナウイルス感染症の影響により災害対応人員の確保が困難となった場合における対応につきまして御答弁申し上げます。

所属において新型コロナウイルス感染症が蔓延した場合には、災害対応人員の不足による消防力の低下が危惧されるため、業務継続計画のつとり日勤者を当該所屬へ派遣し、消防力の維持を図ることとしております。

以上でございます。

○中原秀文議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。

― これをもって質疑を終わりたいします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決定いたしました。

△日程第 八 議案第一〇号 川越地区消防組合消防職員の定年等に関する条例を定めることについて

○中原秀文議長 日程第八、議案第十号、川越地区消防組合消防職員の定年等に関する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一〇号

川越地区消防組合消防職員の定年等に関する条例を定めることについて
川越地区消防組合消防職員の定年等に関する条例を次のとおり定める。

令和四年十月三日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。

(齋藤匡央消防局長登壇)

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程となりました議案第十号、川越地区消防組合消防職員の定年等に関する条例を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

制定の趣旨でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、消防職員の定年を段階的に六十五歳に引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定、その他、消防職員の定年等に関する必要な事項を定める必要があるため、川越地区消防組合消防職員の定年等に関する条例を制定しようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を、一部を除き令和五年四月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第一一号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川

越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについて

○中原秀文議長 日程第九、議案第十一号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一一号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和四年十月三日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○中原秀文議長 提案理由の説明をお願いします。

(齋藤匡央消防局長登壇)

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程となりました議案第十一号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、定年引上げ等に係る地方公務員法の一部改正に伴い、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正しようとするものです。

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例につきましては、六十歳に達した職員の給与の取扱いに係る規定、その他、所要の規定の整備をしようとするものです。

川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、引用条項及び字句について整理をしようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を令和五年四月一日としようとするものでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第一二二号 令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

○中原秀文議長 日程第十、議案第十二号、令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案第一二二号

令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第一条 債務負担行為の追加は、「第一表債務負担行為補正」による。

令和四年十月三日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（消防局長）

○中原秀文議長 提案理由の説明をお願いします。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程となりました議案第十二号、令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書十二のページを御覧いただきたいと存じます。

第一条 債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加を第一表債務負担行為補正

令和四年度川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

によるうとするものでございます。

続きまして、別冊の令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書（第一号）により、その内容を御説明申し上げます。

一ページをお開きください。

債務負担行為の補正につきましては、川越地区消防組合設立五十周年記念式典、特別記念事業企画運営業務委託に係る経費を追加しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。吉野郁恵議員。

（吉野郁恵議員登壇）

○吉野郁恵議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、議案第十二号、令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）について質疑をさせていただきます。

今回新たに補正予算として川越地区消防組合設立五十周年記念式典、特別記念事業運営管理業務委託が債務負担行為の追加として計上されました。

五十年という大きな節目でありますので、改めて川越地区消防組合の沿革を見させていただきました。一九七三年、昭和四十八年四月一日、川越市と川島町が川越地区消防組合を設立、川越地区消防組合消防本部、川越消防署、そして新宿、霞ヶ関、高階の三分署を開設、組合本部には総務課と消防課の二課を設置しています。翌年四月一日には三分署に川島分署が加わった体制となっております。

機構改革により、現在では消防本部、名称を川越地区消防局に改め、消防局には総務課、予防課、警防課、救急課、指揮統制課の五課と新消防庁舎建設準備室の一

室が配置され、川越北、川越中央、川越西、川島の四署と南古谷、高階、大東、名細の四分署体制になっています。

機構改革により名称が変わったり署、課などが増えたりと、五十年の間、大きく組織体制が変化してきたことを理解できました。そして、近年の想定以上の災害やコロナ禍での活動など、その組織体制の下で二十四時間三百六十五日、毎日休みなく私たちの命と財産を守っていただいていることに心より感謝申し上げます。

今日、胸に川越地区消防組合設立五十周年のバッジをつけてきました。五十の数字からガンが縦一列なって高く上に向かって飛び立っていくロゴマークになっています。マークの上には「守り抜く 安全・安心 その笑顔」と五十周年のキャッチフレーズがあります。守り抜くの言葉には川越地区消防組合職員皆様の固い決意の思いが詰まっていると感じています。そして、安全・安心を守り抜くことで、私たちの笑顔につながっていくと考えます。その笑顔を今後十年、二十年、そして五十年、将来へと次の世代へつなげていくことが重要かと考えます。

そこで、まず一点目といたしまして、組合設立五十周年として様々な周年事業の一角を検討されていることと思いますが、記念式典及び特別記念事業の目的をお伺いいたします。

二点目といたしまして、特別記念事業の内容についてお伺いいたします。

三点目といたしまして、業務委託の限度額の内訳についてお伺いいたします。

最後に、債務負担行為として追加する理由についてお伺いいたしまして質疑いたします。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

初めに、記念式典及び特別記念事業の目的でございますが、令和五年四月一日に当組合が設立五十周年という大きな節目を迎えるに当たり、これまで当組合を支えてきた先人たちの功績をたたえとともに、新たな飛躍の礎を築くことを目的として、令和五年十一月中旬に、川越市内の施設を借用し二日間にわたり記念式典及び

特別記念事業を開催しようとするものでございます。

特別記念事業につきましては、住民の皆様とのつながりを深め、次世代を担う子供たちの夢や希望を育み、安全で安心な暮らしの実感を高めることができるものになりたいと考えております。

次に、特別記念事業の内容についてでございますが、メインイベントとして一日目に記念式典や消防、防災に関する特別講演を行い、二日目に消防音楽隊特別コンサートを計画しているところでございます。

また、両日にわたるイベントとして、消防、防災への関心を深められるような「体験・経験・記憶」をコンセプトとした火災、豪雨、地震などの災害をバーチャルリアリティーで体験できる消防VR体験や消防・防災関係者等による消防ブース出展、消防車両の展示などを計画しているところでございます。

次に、業務委託の限度額の内訳につきましては、記念式典及び特別記念講演に係る企画運営費、出演料、看板設置費、映像撮影費等でおおむね二百二十万円、写真の展示、ブース出展、消防体験等関係費が百九十万円、屋外の看板設置等費用が五十万円、広報費が百二十万円、その他諸経費等が六十万円となっております。

次に、今回、債務負担行為として追加する理由につきましては、当初、令和五年度早々に事業を進めようと計画しておりましたが、着実に消防、防災への関心を深められるように事業を進めるためには今年度から準備することが適切と判断し、イベントの企画運営業務を委託しようとするものでございます。

以上でございます。

○中原秀文議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案通り可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

決定いたしました。

△追加議案提出

○中原秀文議長 管理者より追加議案の送付がありましたので、追加議案の提出書を書記に朗読させます。

(落合昭仁書記 朗読)

川消総発第五〇号

令和四年十月三日

川越地区消防組合議会議長 中原 秀文 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

追加議案の提出について(通知)

令和四年本組合議会第三回定例会に、次の議案を追加提出いたします。

記

一 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

△日程追加

○中原秀文議長 お諮りいたします。ただいま追加になりました一件を日程第十一として日程に追加し、これを議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第一一 同意第一号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○中原秀文議長 日程第十一、同意第一号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第一号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意を求めらる。

川越市志多町十九番地八 レーベンリヴァーレ川越ブラッセ三三三三号室

本 山 賢太郎

昭和四十八年八月三十一日生

令和四年十月三日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明(管理者)

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第一号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員清水昇氏が本年十月十四日をもって任期満了となりますので、その後任者の人選に努めてまいりましたところ、ここに本山賢太郎氏を本組合公平委員会委員の適任者と認めるに至りましたので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により議会の御同意を求めらるものであります。

同氏は昭和四十八年生まれで、川越市志多町に御在住であり、現在、弁護士として御活躍されております。これまでに川越市都市計画審議会委員、川越市都市再生整備計画審議会委員等を務められ、平成三十年八月から川越市オンブズマンとしてその職に当たられている、人格が高潔で、優れた識見を有する方であります。

議員各位におかれましては、なにとぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入ります。

これより本件の採決を行います。本件を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

△閉 会

○中原秀文議長 以上をもって川越地区消防組合議会第三回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後二時四十九分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について
議案提出書を公表した。

日程第三

地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第六

消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告し、委員長の報告どおり継続審査とした。

日程第七 議案第九号

令和三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

認 定

日程第八 議案第一〇号

川越地区消防組合消防職員の定年等に関する条例を定めることについて

原案可決

日程第九 議案第一一号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第一〇 議案第一二号

令和四年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

原案可決

日程第一一 同意第一号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同 意